

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	伊達	忠一 (自民)	倉田	寛之 (自民)	白	眞勲 (民主)
理事	加納	時男 (自民)	保坂	三蔵 (自民)	広野	ただし (民主)
理事	小林	温 (自民)	松田	岩夫 (自民)	若林	秀樹 (民主)
理事	佐藤	昭郎 (自民)	松村	祥史 (自民)	弘友	和夫 (公明)
理事	藤末	健三 (民主)	松山	政司 (自民)	松	あきら (公明)
理事	渡辺	秀央 (民主)	小林	正夫 (民主)	田	英夫 (社民)
	魚住	汎英 (自民)	直嶋	正行 (民主)	鈴木	陽悦 (無)
						(18.10.31 現在)

(1) 審議概観

経済産業

第165回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出2件、本院議員提出1件及び衆議院提出1件の合計4件であり、そのうち、内閣提出及び衆議院提出の合計3件を可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願1種類5件すべてを採択した。

〔法律案等の審査〕

消費生活用製品の使用に伴う消費者の生命・身体に対する危害の発生・拡大の防止を目的とする消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案は、委員会において、独立行政法人国民生活センターを視察し、また、参考人から意見を聴取するとともに、一連の製品事故における経済産業省の対応とその責任、報告を義務化する範囲を重大製品事故に限定する理由、今後の事故情報収集体制の整備における課題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

官製談合の防止の徹底を図ることを目的として、第164回国会に入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案が提出されたが、衆議院で継続審査となり、今国会に至り本委員会で審議されることとなった。

委員会においては、本法律案に加え、直嶋正行君外7名発議の官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案を一括して議題とし、談合を行った職員に対する罰則規定の創設の必要性、官製談合防止のための天下り規制の強化の必要性、今後の公共入札制度の在り方等について質疑が行われ、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、委員会において、我が国の輸入禁止措置が北朝鮮経済へ及ぼす影響、北朝鮮原産品の迂回輸入防止策、北朝鮮をめぐる情勢と今後の北朝鮮経済制裁の在り方等について質疑が行われ、

全会一致をもって承認された。

〔国政調査等〕

10月31日、経済産業行政の基本施策について甘利経済産業大臣から発言があった。

これに対し、11月2日、減価償却制度の抜本的見直しと実効税率引き下げの必要性、経済連携協定の交渉の進展状況と今後の見通し、エネルギーをめぐる国際情勢の変化を踏まえた安定供給確保の取組等について質疑を行った。

12月14日、地域繊維産業に対する重点的支援の必要性、新エネルギー導入の実績と2010年目標達成の可能性やそれに向けた取組、地上アナログテレビ放送終了に伴うアナログ受像機の大量買換えに向けた対策の必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成18年10月31日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年11月2日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- WTOのドーハ・ラウンド交渉再開の見通しに関する件、エネルギー政策における環境問題の位置付けに関する件、我が国の北朝鮮に対する経済制裁の実効性に関する件、サハリンIIプロジェクトに対するロシア政府の工事認可取消しの影響に関する件、我が国と東アジア諸国との経済連携協定に関する件、中小企業への融資制度に関する件、原子力安全・保安院の緊急時ファクシミリ連絡網の不備に関する件、北朝鮮産品の迂回輸入の防止策に関する件、地域経済回復のばらつきの原因と対策に関する件等について甘利経済産業大臣、渡辺経済産業副大臣、山本経済産業副大臣、奥野法務大臣政務官、水落文部科学大臣政務官、田村内閣府大臣政務官、松山経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、弘友和夫君（公明）、鈴木陽悦君（無）

○平成18年11月14日（火）（第3回）

- 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年11月21日（火）（第4回）

- 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について参考人社団法人日本ガス石油機器工業会会長代行竹下克彦君、財団法人日本消費者協会理事宮本一子君及び工学院大学グローバルエンジニアリング学部教授畑村洋太郎

君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村祥史君（自民）、藤末健三君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

○平成18年11月28日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣、山本経済産業副大臣、渡辺経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小林温君（自民）、小林正夫君（民主）、藤末健三君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第4号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年12月5日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会衆第7号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員佐藤剛男君から趣旨説明を聴き、
官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案（参第7号）について発議者参議院議員直嶋正行君から趣旨説明を聴いた。

○平成18年12月7日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会衆第7号）（衆議院提出）
官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案（参第7号）

以上両案について発議者参議院議員直嶋正行君、同藤末健三君、発議者衆議院議員佐藤剛男君、同大口善徳君、鈴木内閣官房副長官、大前防衛庁長官政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会衆第7号）（衆議院提出）を可決した。

〔質疑者〕佐藤昭郎君（自民）、直嶋正行君（民主）、松下新平君（民主）、山口那津男君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（第164回国会衆第7号）賛成会派 自民、公明、社民
反対会派 民主、無

なお、附帯決議を行った。

- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第3号）

(衆議院送付) について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年12月12日(火)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)
(衆議院送付) について甘利経済産業大臣、鈴木内閣官房副長官、浜田外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

[質疑者] 小林温君(自民)、藤末健三君(民主)、弘友和夫君(公明)、田英夫君(社民)、鈴木陽悦君(無)

(閣承認第3号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、無
反対会派 なし

○平成18年12月14日(木)(第9回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 規制緩和策と製品の安全性との関連に関する件、原子力発電施設におけるデータ改ざんに関する件、電力事業における設備投資減少に関する件、離島地域における揮発油税軽減に関する件、中小繊維事業者自立事業の在り方に関する件、ごみ発電のみに依存しない新エネルギー政策の推進に関する件、テレビのデジタル化に伴うリサイクルの推進策に関する件等について甘利経済産業大臣、渡辺経済産業副大臣、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 渡辺秀央君(民主)、直嶋正行君(民主)、鈴木陽悦君(無)

- 請願第657号外4件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(閣法第4号)

【要旨】

本法律案は、消費生活用製品の使用に伴う消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、定義の追加

- 1 消費生活用製品の事故のうち、消費者の生命、身体に対する危害が発生した事故又

は消費生活用製品が滅失し、又はき損して危害が発生するおそれのある事故で、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のものを「製品事故」とする。

- 2 製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大で、危害の内容又は事故の態様が政令で定める要件に該当するものを「重大製品事故」とする。

二、重大製品事故の報告

消費生活用製品の製造・輸入事業者は、重大製品事故が発生したことを知ったときは、消費生活用製品の名称等の事項を主務大臣に報告しなければならない。

三、主務大臣による公表

主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合やその他重大製品事故が発生したことを知った場合で、必要があると認めるときは、重大製品事故に関する消費生活用製品の名称等の事項を公表する。

四、体制整備命令

主務大臣は、消費生活用製品の製造・輸入事業者が重大製品事故の報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合で、必要があると認めるときは、重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

五、事業者の責務

- 1 消費生活用製品の製造・輸入・小売販売事業者は、製品事故に関する情報を収集し、消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。
- 2 消費生活用製品の小売販売・修理・設置工事事業者は、重大製品事故が発生したことを知ったときは、消費生活用製品の製造・輸入事業者に通知するよう努めなければならない。

六、罰則

体制整備命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

七、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年以内に、改正後の施行状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】

消費者が日々の生活で用いる製品の安全性を確保するには、事業者が製品安全に関する責務を果たすとともに、製品安全を全うする企業行動が評価される仕組みや文化を社会に築くことが不可欠である。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 製品事故をめぐるこれまでの経緯を踏まえ、行政内部の責任の所在を明確にし、製品事故情報の収集・処理に当たる経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構の体制を強化するとともに、警察・消防、独立行政法人国民生活センター等他の関係行政機関との円滑な連携の強化に努めること。

また、内閣府は、個人情報保護問題などの整理を早急に進め、独立行政法人国民生活センターのPIO—NETを各省が利用できるよう検討を進めること。

二 重大製品事故の情報については、消費者の生命・身体の安全を第一に考え、主務大臣による迅速かつ積極的な公表に加え、消費者や相談機関が情報を能動的に取得できる仕組みの構築を検討すること。

三 製造・輸入事業者による重大製品事故情報の隠蔽又は虚偽の報告に対しては、正直に報告した事業者がむしろ不利益を被ることがないように厳正な法運用を行うこと。

四 改正法の施行状況に関する検討は、製品技術の急速な発展及び社会情勢の変化等を踏まえて早期に行うとともに、所要の措置については、製品安全に係る法体系の明確化や安全水準の確保等を含む広範なものとする。

右決議する。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案 (第164回国会衆第7号)

【要旨】

本法律案は、最近における官製談合事件の発生に関する状況にかんがみ、その防止の徹底を図るため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名の改正

「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に改める。

二、趣旨規定の改正

職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定める旨を明記する。

三、特定法人の範囲の拡大

公正取引委員会の改善措置要求等の対象となる特定法人に、現行の国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人に加えて、特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社であつて、政令で定めるものを除いたものを追加する。

四、入札談合等関与行為の類型の追加

入札談合等関与行為に、現行の入札談合の明示的な指示、受注者に関する意向の表明、発注に係る秘密情報の漏洩に加えて、事業者等の依頼を受け、入札談合等を容易にする

目的で、職務に反し、入札談合等を幫助する行為を追加する。

五、調査結果の公表の義務付け

各省各庁の長等は、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求等に係る調査の結果を公表しなければならない。

六、職員による入札等の妨害の罪の創設

職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

公共事業の発注や物品等の調達に発注者側の関与する官製談合は平成14年の官製談合防止法制定にもかかわらず後を絶たない。

官製談合は官公需における公正で自由な競争を官公庁自らが阻害する不当な取引制限であり、予算の適正で効率的な執行を妨げ、納税者である国民の利益を阻害する悪質な行為である。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 改正法の施行状況を勘案し、必要に応じ入札談合等関与行為に当たる行為類型のさらなる範囲拡大等を検討すること。
- 二 公正取引委員会は会計検査院との相互の連携協力等を通じ、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すこと。
- 三 国、地方公共団体等による公共調達については、予定価格の見直し、一般競争入札の一層の拡大、総合評価方式の拡充等一層の改革を図ること。また、公共調達の在り方について、発注機関、公正取引委員会、財政当局、捜査当局、関連業界の代表者及び有識者による幅広い見地から、入札談合が生じる制度的な要因を解明し、入札談合の抜本的な防止策を検討すること。
- 四 地方公共団体の長・幹部職員の不正行為に加えて、公務員の関連業界へのいわゆる天下りが官製談合事件の温床となってきたこれまでの経緯にかんがみ、早期退職慣行の是正や退職者の再就職の適正化など公務員の人事管理の在り方について、公務員制度改革全体の中で早急に検討すること。

なお、検討に当たっては、公共調達に従事する公務員の意欲を高め、その能力が十分に発揮されるものとなるよう配慮すること。

右決議する。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
(閣承認第3号)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により、平成18年10月13日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成18年10月14日から平成19年4月13日までの間、北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物に対して経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び原産地又は船積地域が北朝鮮で第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）については、経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

②審査未了となった議案

官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(参第7号)

【要旨】

官製談合等の防止の徹底を図るため、刑法の談合罪を目的犯でないものとし、公務員の談合関与に対する罰則規定を設けるとともに、公正取引委員会による改善措置要求の対象となる特定法人及び入札談合等関与行為の範囲の拡大等の措置を講じようとするものである。